

年間利用調整会議後の利用申請について

●スタート(屋内施設の場合)

年間利用調整会議において仮予約確定

※利用月の2ヶ月前までに必ず正式な利用申請書の提出をお願いします。

利用月の前々月末以前に利用申請のキャンセルを行った。

例: 利用月が5月中の場合、キャンセルを3月末までに完了

YES

仮予約を取り消します。
利用料は徴収しません。

NO

利用月の前々月末までに利用申請書を提出した。

例: 利用月が5月中の場合、正式申請を3月末までに完了

YES

申請時に利用料を納入した。

YES

申し込み手続き完了

※納入後の自己都合による利用料返却はできません。

NO

仮予約を自動的に取り消します。
一般の利用調整会議で予約可能な日とします。
原則として、利用料は徴収しません。

NO

※大会等で参加料を未徴収により、
利用料の支払いが困難な場合のみ認める

利用日までに可能な限り利用料を前納してください。
キャンセルした場合でも利用料の納入が必要です。

●スタート(屋外施設の場合)

年間利用調整会議において仮予約確定

※利用月の2ヶ月前までに必ず正式な利用申請書の提出をお願いします。

利用月の前々月末以前に利用申請のキャンセルを行った。

例: 利用月が5月中の場合、キャンセルを3月末までに完了

YES

仮予約を取り消します。
利用料は徴収しません。

NO

利用月の前々月末までに利用申請書を提出した。

例: 利用月が5月中の場合、正式申請を3月末までに完了

YES

利用日に利用料を納入してください。
利用日が雨天により利用できない場合及び雨天を想定した予備日を利用しない場合、施設管理者へキャンセルの連絡をいただければ、利用料は徴収しません。
上記の連絡を忘れた場合や自己都合によりキャンセルした場合は、利用料の納入が必要です。

NO

仮予約を自動的に取り消します。
一般の利用調整会議で予約可能な日とします。
原則として、利用料は徴収しません。